

岡山県 中小企業支援資金融資制度要綱の 一部改正 【告示】 （県例規集登載）		目次		岡山県公報
		担当課（室）	発行 岡山県	
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第百二十一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第六条に次の一項を加える。

4 別表第十二号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）は、信用保険法第二条第五項第二号に該当することにつき、あらかじめ同項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

第八条中「融資の対象者の欄1に該当する者に限る。」の下に「及び同表第十二号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）」を、「融資の対象者の欄3から6までに該当する者に限る。」の下に「及び同表第十二号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）」を加える。

別表に次のように加える。

12	自動車関連企業 サポート資金	三菱自動車工業株式会社の自動車 の生産又は販売の停止等により事業活動に影響を受けた中 小企業者又は組合であって、次のいずれかに該当する者 1 三菱自動車工業株式会社と直接又は間接に取引を行っており、当該取引の割合が全体の20%以上であって、三菱自動車工業株式会社が事業活動の制限を実施した後、原則として最近1月間の売上高、販売数量等（以下「売上高等」という。）が前年同月の売上	(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金 の返済資金 (平成29年3月31日までの間に保証協会が保証の申込みを受け付けたものに係	8,000万円	同上	同上	責任共有 制度の対象 年1.50% 以内 責任共有 制度の対象外 年1.35% 以内	付表4のとおり	同上	保証付き
----	-------------------	---	--	---------	----	----	---	---------	----	------

		高等に比して10%以上減少し ており、かつ、その後の2月 間を含む3月間の売上高等が 前年同期の売上高等に比して 10%以上減少することが見込 まれる者 2 知事が別に定める地域内に 事業所を有しており、三菱自 動車工業株式会社が事業活動 の制限を実施した後、原則と して最近1月間の売上高等が 前年同月の売上高等に比して 10%以上減少しており、か つ、その後の2月間を含む3 月間の売上高等が前年同期の 売上高等に比して10%以上減 少することが見込まれる者	る返済資金に限 る。)								
--	--	---	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

付表三の次に次の一表を加える。

付表4

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.22	1.10	0.94	0.78	0.62	0.60	0.50	0.36	0.24

(単位…%)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。